

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷八十第

號念記年百二誕生スミス・ムダア

口繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫真

スミスの生涯……………經濟學博士 本庄榮治郎

道徳的價值判斷に關するスミスの思想……………法學士 恒藤 恭

富國論の研究方法に就きて……………法學博士 財部 靜治

スミスとコンデアックとの價值論……………法學博士 田島 錦治

スミスの所謂「眞實の價格」について……………法學博士 河上 肇

スミスの價格論と分配論……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの自然主義觀と自由政策の見地……………法學博士 河田 嗣郎

スミスの自由放任論の特徴……………經濟學士 堀 經 夫

スミスの自由貿易觀……………法學士 作田 莊一

スミスの對植民地策……………法學博士 山本美越乃

スミスの租稅原則……………法學博士 神戶 正雄

スミスの公債論……………法學博士 小川郷太郎

スミスと浪漫派經濟學……………法學士 山口正太郎

スミスの名其生涯及其學說等を早く我國に傳へたる蘭文經濟書……………商學士 武藤 長藏

書目 スミス關係書目(細目裏面を見よ)

記事 スミス記念會記事……………經濟學博士 本庄榮治郎

スミスの租税原則

神戸 正雄

緒言(本研究の目的)

第一段 スミスの租税原則の素質 (一)原則其もの(二)原則の素性(三)原則の性質

第二段 スミスの租税原則の立脚點 (一)彼の理想(二)彼の原則と彼の理想との關係(A)彼の原則は凡べて其理想より出づ(一)般ろ

各別(1)平等原則(2)確實原則(3)便宜原則(4)最小費原則(B)彼の原則が獨逸學者の擧げたる原則を含まざることも彼の理想に出づ

(イ)國民經濟的原則(ロ)財政々策的原則

結論(全文の要旨)

緒言

アダム・スミスが近代經濟學の鼻祖として、經濟學說の各方面に大なる影響を持つことはいふを待たぬが、財政學特に租税論にも不滅の功績を残して居る。就中、其租税の四大原則、平等、確實、便宜、最小費の原則は、其後の租税の理論にも、實際にも、頗る大なる影響を與へ(註一)、彼の名と不可分な關係を有つて居るといふて良し。勿論、今日に至るまで、此が學者により批判され修訂せられて、其儘、今の租税論を支配して居るとはいへないが、併し尙ほ、彼其人の權威と共

1) Bastable, public finance. 3 ed. p. 413.

に常に一應は彼の原則を引合に出すことなくして、租税原則を論ずるのが稀なほどに強い底力を有つて居る。私は茲に彼の原則の當否を論難せんとするのではない。其は別の機會に譲り、彼の原則其もの、如何なるものなるかの有の儘を吟味して見やうと思ふ。是れが彼の牛誕記念に際して、私が彼の靈に献ぐる心ばかりの供物である。

(註) マスターアルは、彼の名を不可分に結付いた原則は、當時、理論家及實際家によりて承認せられ、不斷の繰返によりて財政論の缺くべからざる部分となつたといひ、ブレンも、スマスの租税に關する考は其著述後多年、財政の立法にも思想上にも大なる影響を興へ、今も尙ほ威力ありと爲し、ワグナー、エーベルヒ、ホルグト等、スマスの租税原則の學問上の影響の大なりしことを説く。²⁾

第一段　スマスの租税原則の素質

先づアダム・スマスの租税原則の素質を述べる。

(一) 原則其もの——は前にもいふ通りの四つであるが、其後の獨逸學者のと異なるのは、何かといふと、尤も獨逸學者の意見も區々で統一して居らぬが、試みにワグナーのと比較すると、ワグナー³⁾は、アダム・スマスの四原則は凡べて之を其原則の中に取り入れ、別なものを之に加へて居る。加へられたのは、財政々策的原则と、國民經濟的原则と、公正原則中の一般原則とであり、そしてスマスの確實、便宜、最小費の三原則は行政原則の中に纏められて居る。

2) Bastable, l. c. Plehn, Public finance. 4 ed. p. 3. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 292. Ebeberg, Steuer. (Conrad, Hwb. 3 Aufl. VII. S. 965.) Borgh, Fw. 5 Aufl. II. I. S. 22.
3) Wagner, a. a. O. S. 304.

(二) 原則の素性——此スミス原則は果してスミスの獨創かといふのに、此は彼の獨創ではなく、他の先輩よりの借物であつたやうである(註二)。尤も彼の頭と手とを通はることに依つて形の整つたものにはなつて來た。

(註二) バステープルはいふて居る。ロツツヤイスは、アダム・スミスが此原則をチユルギーより借りたといふて居るが、其根據は不明である。カンニンガムに依ると、此が形にては改良されて居るが、實體ではモーロードボーモンより借りたといふ。さださ。ワグナー、エーペルヒ、ペラフェルデス、ニツチ、ストルツ等、凡べてスミスの獨創に非りしことをいふ。⁴⁾

(三) 原則の性質——斯の如くスミスが此原則を思想上に於ては他の學者より借りたが、併し之を以て獨逸學者の如く政策的なる改良目標(註三)としたのでなく、古來實際に於て準據された所の實在としたのである(註四)。つまりゾルンとしたのでなく、ザインとしたのである。而かも彼の當時に行はれた實際が、實は之と異つて居り(註五)、彼が其著書に於て屢々他の處では自説を立證する爲め實例を擧げて居るのに、此原則については毫も之を試みて居らない所から見ると、實は彼が之を史實から歸納的に纏めたのではなくて、偶々他學者の見解を知つて、自家の根本的思想から之に共鳴し、之を一層其思想、其理想に適合するやうに變形したものの如くである。

(註三) ワグナーは、之を以て、人が實際に於て出来るだけ近づくべき目標と爲し、カイツルも、其に従つて租税が定めらるべき原則と爲す。⁵⁾

(註四) スミスの使つた詞によると、

4) Bastable, l. c. Wagner, a. a. O. S. 292. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 28. Bela Földes, Fw. S. 269. Nitti, Principes, p. 396. Strutz, Grundbegriffe des Steuerwesens. S. 23-4.
5) Wagner, a. a. O. S. 300. Kaizl, Fw. II. S. 253.

All nations have endeavoured.....

カイツルは之を説明して、スミスは、此原則を、改良要求として及、未來の租稅行政の爲めの規定として定めることを考へなかつた。併し彼は其にて實際、既に彼の時代に凡べての國民に於て租稅行政が準據して居た原則を定めることを想像したさいふて居る。尙ほフオツケも、スミスの平等原則につきて、スミスが其租稅の説明の初めに於て、臣民が其給付能力の都合に應じて政府の費用に貢獻すべしといふ原則を定めたときに、彼は、既に此迄、租稅の成立以來、凡べての時代に及其後永き時、疑なきもの及自明のものとして認められた考を言ひ表はしたといふて居る。⁶⁾

(註五) カイツルは、如何に此抽象が缺點あるものなるかは、英、佛及其他の國に於ける當時の租稅行政を見れば明かであるといふて居る。⁷⁾

第二段 スミスの租稅原則の立脚點

アダム・スミスの租稅原則の由來する所が上説の如しとすれば、彼をして此原則を成形せしめたのは彼の思想又は理想の背景でなければならぬ。其れで茲に其背景が何であり、如何に此が彼の原則に現はれて居るかを見やう。

(一) 彼の理想——は箇人主義及自由主義であり、此が彼の原則の上に現はれて居る。獨逸學者の國家主義的關涉主義的なる(註六)異つて居る。尤もスミスの箇人主義は粗野なる其ではなくて、他愛の加味された社會的な其である(註七)。此箇人主義の精神から租稅原則を演繹的に構成したものは完成せんとしたものといふて長い(註八)。

6) Smith, Wealth of nations, Bk V. Ch. II. Pt. II. Kaizl, a. a. O. S. 255.
Vocke, Die Idee der Steuer in der Geschichte. (Finanz Archiv. 7 Jg. S. 1.)
7) Kaizl, a. a. O. S. 255.

(註六) スミスの簡人主義的なるに對して、ワグナー等の國家主義たることに就いては、ワグナー參照。⁸⁾

(註七) スミスの簡人主義の粗野なものでないことは、彼の道德情操論などを參照すれば一層明瞭であるが、サユートリッゲも、

スミスは特に人間性の良き種類のものゝ萌芽を眼中に置くを爲し、ゾリトフスも、スミスの簡人主義は多少、社會的なる床の中に入つたものと爲す。⁹⁾

(註八) シエフレールは、スミスの原則を、簡人主義の精神による租税體系の演繹的構成といふ。¹⁰⁾

(二) 彼の原則と彼の理想との關係

(A) 彼の原則は凡べて其理想より出づ——(い) 一般——彼の四大原則は假令、他學者より受賣りされたものとはいへ、其彼によりて成形されたのは、彼の理想に適つたからであり、又其に合ふやうに成形され完成せられた。彼は此原則を其簡人主義及自由主義に合ふやうに作つて居る。彼は之によりて簡人の利益を計り、簡人を出来るだけ宥恕しやうとして居る(註九)。

(註九) ヘツケルは、アダム・スミスは國民及簡人財産(産業)の宥恕の爲めに堅い原則を定めんとしたものと爲し、エーベルヒも同様のことをいふて居る。¹¹⁾

(ろ) 各別

(1) 平等原則——彼が平等を説くのは單に此が道德上の標準たるばかりではなく、斯くして生ずる所の簡人間の競争の對等が、自由競争にも適ひ、産業の發達を進め(註一〇)、簡人の利益を傷はずして其利益を伸ばすが爲めである。抑もまた彼は國家を以て私的の利益共同と同等と考へ隨つて

8) Wagner, a. a. O. S. 306-7.

9) Dühring, Kritische Geschichte der Nationalökonomie. 4 Aufl. S. 160. Briefs, Untersuchungen zur klassischen Nationalökonomie. S. 212.

10) Schäffle, Stencrn. A. T. S. 36.

11) Heckel, Lehrbuch. I. S. 54. Ebeberg, Fw. 9 Aufl. S. 27.

其共同に對する各箇人の利害の割合に應じて、費用の分擔を爲すべしとしたのである(註一)。彼が此原則に於て折角、能力原則を先づ注意しつゝ、尙ほ論理的に不徹底に利益原則をも並行せしめたのは(註二)、畢竟するに、彼が箇人の利益觀に強く捉はれ、之を附加へざるを得なかつたからである。

(註一〇)「バスターツルも、租税の不公平は産業的元氣を傷ふものだとはいふて居る。之を裏からいへば、租税の公平が産業心を進めるに役立つのである。」

(註一一)「スミスは之につき左の文句を用ゐて、納税者を、大土地財産の共同小作人に比して居る。」¹²⁾

The expense of government to the individuals of a great nation, is like the expense of management to the *joint tenants* of a great estate, who are all obliged to contribute in proportion to their respective interests in the estate.

(註一二)「スミスの原則の之に關する文句は左の如きものである。」

The subjects of every state ought to contribute towards the support of the government, as nearly as possible in proportion to their respective *abilities*; that is, in proportion to the revenue which they respectively *enjoy* under the protection of the state.

ベラフエルアスは、之を批評して、スミスの第一原則(平等原則)は、折衷主義より生ずる缺點たる、此が論理的ならざることを有つ。何となれば租税の標準が先づ所得、支拂能力に、次に利益に見出さるゝからといふて居り、ロツシアは、租税公正が一の標準にて十分でないことを、既にスミスが假令論理的には鋭敏に現はされずとも、其大なる實際的才能によつて感じたといひ、フェイスチングは、スミスが、租税分配に於て能力と利益とを、一致すべからざる反對として取扱はないで、

12) Basible, l. c. p. 414.

13) Smith, l. c.

此二のものを共に考慮せんとしたことは明かであるといふて居る。更にロッツは、スミスが其有名なる四大原則の第一に於て租税の公正を成形しただけでは、此が優味で、報償原則と能力原則との混合であるといひ、パリーユは、スミスの平等原則は優味なると同時に原理であるといふ。¹⁴⁾

(2) 確實原則——も亦、アダム・スミスに於ては、其が箇人にとりて利益を進め損害をかけた所以であるからといふに在る。其に於て明確を期するのは、當該義務者と、他の箇人から見ると、即ち何人から見ても明確といふことを期するので、之によりて或箇人に特別に利益を與ふることもなく、特別に迷惑を掛けることもないようといふので(註一三)、確實其ものゝ合法性といふことの趣旨からではない。彼が之によりて如何に箇人の利益を考慮するに努めたかは、彼が小なる不確實の弊が、可なり大なる不公平の其よりも大と爲し(註一四)、即ち平等といふ如き道德的に高き標準よりも、半ば形式的事項に屬する確實に重きを置いたことによりても知らる。即ち彼に於ては箇人の利益を傷ぶ結果の大小に意を用ひて居るのである。

(註一三)之によつては、アダム・スミスの用ゐた詞は左の通りである。¹⁵⁾

The time of payment, the manner of payment, the quantity to be paid, ought all to be clear and plain to the contributor and to every other person.

(註一四)彼の用ゐた文句は左の如くである。¹⁶⁾

The certainty of what each in dividial ought to pay is, in taxation, a matter of so great importance, that a very considerable degree of inequality, it appears, I believe, from the experience of all nations, is not n ar so great

14) Smith, l. c. Bela Földes, a. a. O. S. 270. Roscher, Fw. 5 Aufl, I. S. 240. Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 14. Lotz, Fw. S. 241. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 23.

15) Smith, l. c.

16) Smith, l. c.

an evil as a very small degree of uncertainty.

(3) 便宜原則——にては、勿論彼は政府にとりての便宜を意味せずして、人民即ち箇人にとりての便宜を考へ(註一五)、同時に之に關聯して自由といふことをも考へて居る(註一六)。そして彼は前にいふ如く平等よりも確實に重きを置くのみでなく、平等よりも便宜を重しを爲し、益々以て彼が箇人の利益を計ることの熱心なことを示して居る。其事は彼が奢侈品消費税に於て、負擔の自由が存し少額づつの負擔が行はれて箇人の便宜に適ふの故に之を可とすることに(註一七)よりて示して居り、此の如き税は實に便宜には或は適ふけれども、結果として平等とか公平とかいふことは之を破らざるを得ざるものなるのである。

(註一五) アダム・スミスの用いた文句は左の通りである。¹⁷⁾

Every tax ought to be levied at the time, or in the manner, in which it is most likely to be convenient for the contributor to pay it.

(註一六) 左の如きものをいふて居る。¹⁸⁾

Taxes upon such consumable goods as are articles of luxury, are all finally paid by the consumer, and generally in a manner that is very convenient for him. He pays them by little and little, as he has occasion to buy the goods. As he is at liberty too, either to buy, or not to buy, as he pleases, it must be his own fault if he ever suffers any considerable inconvenience from such taxes.

(註一七) 前註一六參照。

17) Smith, l. c.

18) Smith, l. c.

(4) 最小費原則——亦政府の爲めといふよりは箇人の爲めにせられて居ることは、此原則の言出しに於て(註一八)、及結言に於て(註一九)、窺ふことが出来るのみならず、彼が此に於て四の點を列擧して其一のみが政府直接の費用に關し、他の三は凡べて人民に於ける租税に關する負擔に係り、第一のものも半ばは政府の費用でないものに係り、政府の費用たるものも結局箇人の負擔たるに於て(註二〇)、之を窺ふを得る。特に第三の罰金及沒收の損害に於ける彼の説述の仕方に至ては、最良く、彼が納税者の爲めを計ることの至れり盡せりで、むしろ度を過して居ることを示して居る。實に彼は此に於て、税法違反が税法の誘惑の爲めであるのに、其不幸なる遁脱失敗者を制裁するの氣の毒なる意味をさへ漏らして居る(註二一)。

(註一八) 彼は原則の言出しに次の如くいふて居る。¹⁹⁾

Every tax ought to be so contrived as both to take out and to keep out of the pockets of the people as little as possible over and above what it brings into the public treasury of the state.

(註一九) 結尾の文句は次の如くである。²⁰⁾

It is in some one or other of these 4 different ways that taxes are frequently so much more burdensome to the people than they are beneficial to the sovereign.

(註二〇) 彼は此に於て四項を分け、第一を賦收費と所得物と爲し、第二を産業妨害及阻止(企業心萎縮、資本吸收)とし、第三を罰金及沒收の損害とし、第四を收税官の巡視及検査の厄分と爲す。そして彼は此等に於て、獨逸學者のいふ國民經濟的原則にて考ふべきものを述べて居り、第二の處にて、少し許り社會政策的考慮を爲しても居る。

19) Smith, l. c.

20) Smith, l. c.

21) Smith, l. c.

(註二) 彼は此に隨分、極端に納税者辯護をやつて居る。左の如き詞に於てある。

By the forfeitures and other penalties which those unfortunate individuals incur who attempt unscrupulously to evade the tax, it may frequently ruin them, and thereby put an end to the benefit which the community might have received from the employment of their capitals. An injudicious tax offers a great temptation to smuggling. But the penalties of smuggling must rise in proportion to the temptation. The law contrary to all the ordinary principles of justice, first creates the temptation, and then punishes those who yield to it; and it commonly enhances the punishment too in proportion to the very circumstance which ought certainly to alleviate it, the temptation to commit the crime.

(B) 彼の原則が獨逸學者の擧げたる原則を含まざることも彼の理想に出づ——彼の原則に於て獨逸學者の説けるものを缺いたのは公正原則中の一般原則と、國民經濟的原則と財政政策的原則とであるが、此中に就き第一の一般原則は、畢竟、平等原則の派生²³⁾といひ得るから、其は別として、彼に於て、

(い) 國民經濟的の原則——を缺くのは、矢張り彼が租税の經濟的干係を國家的全局的に見ないで、箇人の利益の立場から見た爲めであり、彼の箇人主義の反映である。そして彼は此經濟干係其ものは十分に注意して居る所で、彼の四大原則が凡べて經濟的の原則といひ得るほどであるのみならず、其の最小費原則に至つては、明かに他學者の國民經濟的の原則にて述ぶるものを説いて居る。但だ彼に於ける經濟的といふのは箇人的で、國民的ではない。

23) Smith, l. c.

28) 拙著租税研究 第四卷 25. 頁.

(ろ) 財政々策的原則——は獨逸學者に在つては其國家主義よりして當然之を成形し且つ之に重きを置かなくてはならなかつたが(註二三)、彼れアダム・スミスに在ては、其個人主義上、此原則に現はれたやうな政府の立場など考慮すべきでなかつたのである。それに又彼の財政論の全體の體系からしても此原則の必要を見なかつたのもある。即ち彼は一方に歳入については國有財産及國營事業を出来るだけ縮少して、成るべく租税に依るべきことを説いたが(註二三)、其は總じて民業を進め、税源を豊かにすることとなり、比較的輕率にても能く割合に大なる収入を擧げしむることとなり、そして他方、國務簡單、非干渉自由主義の爲めに、箇人の活動の範圍を大とし、政府の活動範圍を小さくする主義を探りたる爲めに(註三四)、國費は極めて小なることが出来、兩々相待つて箇人の利益の爲めに危険の可能ある財政々策的原則を要しなかつたのである。そして彼の財政論もすべて其箇人主義及自由主義から出て居るに外ならぬ。

註二二(ワグナー)はいふて居る。古き箇人主義説及國家契約説に反對に於て、新しき有機的國家理論に於て、初めて財政々策的原則の重要と、凡べて他の原則よりも此に重きを置くべきことを、正當に根據づけることが可能である。²⁴⁾

(註二三) 彼は之につき、主權と營業とほど而立し難きものはないといひ、政府により成功するを得る唯一の營業は郵便のみであるとして、王有地は收益不十分であり、民有地とせらるゝことによりて、數年にして大に改善せらるゝを得といひ、要之、國營業及財産は不適當且つ不十分なるが故に、國費の大部分は何等かの税によりて充たす外なしといふて居る。²⁵⁾

(註二四) 彼は國費については、主權又は民主國の任務は軍事、司法、公共設備及工事の三と爲し、第三のものは主として商業を容易とし、及人民の教化を進むるものと爲し、其外に第四として主權の威嚴を保つ爲めの費用を認め、そして中に就き、

24) Wagner, a. a. O. S. 306.

25) Smith, l. c. Bk. V. Ch. II. Pt. I.

26) Smith, l. c. Bk. V. Ch. I.

主權の權威維持費と國防費とは一般人が能力に應じて負擔すべきものであるといひ、司法費は本來は一般人の貢獻すべきものであるが、之に利害干係者があるから、此等の者が貢獻することを得る。無資の罪人の場合の外は、一般人の貢獻に依ることが必要となることは出来ない。(It can not be necessary)。教育及宗教費は一般人の一般貢獻によるべきものであるが、此も其の直接受益者の出すもの(授業料の如き)と、任意寄附金にて支辨さるる餘地がある。道路及び交通維持費は一般的貢獻によるべきものではあるが、此れも旅行者、貨物運搬者、貨物消費者の利となるから、此より通過料を取ることが出来る、之によりて社會一般の負擔を大に軽くすることが出来る。其他の公共設備及工事費は、直接受益者の貢獻により支辨されざるだけでは、一般の負擔によるべきものである。それから地方利益費(例之、地方警察費)は地方によりて負擔すべく、社會一般の收入にて擔はるべきものではないといふのである。

結 論

要之、スミスの租税の四大原則たる平等、確實、便宜、最小費の原則は、彼の獨創ではなく、先人のを襲踏したが、併し之を彼の力によつて完成したものであり、彼は之を實在のものとしたけれども、實は實在ではなく、彼自身の根本思想から、先人の立てたものに共鳴し、此に適うやうに變改したものであり、そして彼の根本思想は改良されたる個人主義及自由主義で、彼の原則は此思想的背景の下に、個人の利益を尊重して成形されて居り、彼が獨逸學者の擧げたものを擧げなかつたのも、彼の主義上、之を必要とせず、又之を擧ぐべきものでもなかつたのである。